

## 第1部 総則

## 資料1-1 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

区分	機関名	事務又は業務
指定地方 行政機関	網走開発建設部網走道路事務所 (大曲 1-6-3/43-4328)	(1) 所轄道路の維持、修繕及び災害復旧に係る工事に関する こと
	網走開発建設部北見河川事務所 (北見市田端町 71/ 0157-23-6118)	(1) 所轄河川の維持、修繕及び災害復旧に係る工事に関する こと (2) 所轄河川の出水対策に関する こと
	網走開発建設部網走港湾事務所 (港町 3/44-5251)	(1) 所轄港湾及び漁港施設の災害復旧に係る工事に関する こと
	網走公共職業安定所 (大曲 1-1-3/44-6287)	(1) 被災地域における労働力の供給に関する こと (2) 被災失業者の職業紹介に関する こと (3) 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関する こと (4) 雇用保険の被災受給資格者に対する優先取扱いに関する こと
	北海道農政事務所北見地域 拠点 (北見市青葉町 6-8 北見地方合同庁舎/0157- 23-4171)	(1) 災害時における応急用食料の調達・供給対策に関する こと (2) 災害応急対策に必要な措置に関する こと
	網走南部森林管理署 (小清水町字小清水 656-3 /62-2211)	(1) 所轄国有林における保安林配置適正化及び施業合理化 に関する こと (2) 所轄国有林の予防治山及び復旧治山に関する こと (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関する こと (4) 災害時における市等の要請に対する緊急対策及び復旧 用材供給に関する こと
	網走海上保安署 (南 5 東 7/44-9118)	(1) 気象予警報を船舶に周知し、災害情報を収集に関する こと (2) 船舶の避難誘導救助、航路障害物除去、船舶交通の安 全確保に関する こと (3) 災害時における被災者・救援物資・人員等の海上輸送 に関する こと (4) 海上における人命救助及び海上犯罪予防・治安維持に 関する こと
	網走地方气象台 (台町 2-1-6/43-4348)	(1) 気象・地象・水象等を観測し、予警報・情報の発表に 関する こと (2) 防災知識の普及に関する こと
自衛隊	航空自衛隊網走分屯基地第 28 警戒隊 (美岬官有無番地/ 43-3666)	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練への、必要に応じた部 隊等の一部協力に関する こと (2) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関す る こと
	陸上自衛隊第 5 旅団第 6 普 通科連隊 (美幌町田中 /0152-73-2114)	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練への、必要に応じた部 隊等の一部協力に関する こと (2) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関す る こと

資料編 第1部 資料1-1 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

区分	機関名	事務又は業務
北海道	オホーツク総合振興局地域創生部 (北7西3/41-0625)	(1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事 こと (2) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事 こと (3) 市及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務 又は業務の総合調整に関する事 こと (4) 自衛隊の災害派遣に関する事 こと
北海道	オホーツク総合振興局網走建設管理部 (北7西3/44-0707)	(1) 所轄土木施設等(河川、道路、海岸等)の災害予防、 災害応急対策及び災害復旧対策に関する事 こと (2) 河川の水位・雨量等の情報の収集・伝達に関する事 こと (3) 水防技術等の指導に関する事 こと
	オホーツク総合振興局保健環境部 (北7西3/41-0683)	(1) 災害時における各医療機関の連絡調整に関する事 こと (2) 災害時における防疫活動の指導助言に関する事 こと (3) 被災地の医薬品及び衛生材料等の供給に関する事 こと (4) 被災者の健康管理に関する事 こと (5) 食品環境衛生の指導及び監視に関する事 こと
	オホーツク教育局 (北7西3/41-0748)	(1) 被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関する事 こと (2) 避難時における道立学校施設の使用に関する事 こと (3) 文教施設及び文化財の保全対策に関する事 こと
	地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部 網走水産試験場 (鱒浦1-1-1/43-4591)	(1) 水産に関する被害調査及び復旧対策に関する事 こと
	北海道立向陽ヶ丘病院 (向陽ヶ丘1-5-1/43-4138)	(1) 被災地の医療救護に関する事 こと
北海道警察	網走警察署 (南6東5/43-0110)	(1) 住民の避難誘導、救助救出、緊急交通路の確保に関する事 こと (2) 災害情報の収集及び伝達に関する事 こと (3) 災害警備本部の設置運用に関する事 こと (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事 こと (5) 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持に 関する事 こと (6) 危険物に対する保安対策に関する事 こと (7) 広報活動に関する事 こと (8) 市及び防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事 こと
網走市	網走市役所 (南6東4/44-6111)	(1) 市防災会議に関する事 こと (2) 災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事 こと (3) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄 その他市内の災害予防・応急対策に関する事 こと (4) 防災訓練及び防災思想の普及に関する事 こと (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状 況の調査に関する事 こと
	網走市教育委員会 (南6東4/44-6111)	(1) 被災児童生徒の救護及び応急教育を実施に関する事 こと (2) 避難等に係る市立学校施設の使用に関する事 こと (3) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関する事 こと
消防機関	網走地区消防組合消防本部 (南2西4/43-9486) 網走地区消防組合網走消防署 (南2西4/43-2221) 網走地区消防組合網走消防団(南2西4/43-2221)	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関する事 こと (2) 災害時における住民の避難誘導及び人命救助に関する事 こと (3) 災害時における各医療機関との協力体制に関する事 こと (4) 災害時における危険箇所の調査及び予警報等の伝達に 関する事 こと

資料編 第1部 資料1-1 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

区分	機関名	事務又は業務
指定公共機関	J R北海道網走駅 (新町 2-2-12/43-2362)	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等、関係機関の支援に関すること
	東日本電信電話株式会社北海道支店(北見営業支店) (北見市中央町 2-18 /0157-21-2250)	(1) 気象官署からの警報を市に伝達に関すること (2) 災害時における通信の確保に関すること
指定公共機関	日本赤十字社北海道支部網走市地区 (市社会福祉課内)	(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体処理等の業務の実施に関すること (2) 防災ボランティア(民間団体・個人)の行う救助活動の連絡調整に関すること
	NHK網走報道室 (南 6 東 4/43-3753)	(1) 気象予警報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務の実施に関すること
	日本通運(株)網走支店 (港町 4-13/44-7151)	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関への支援に関すること
	北海道電力ネットワーク(株)網走ネットワークセンター (南 4 西 4/43-4106)	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること (2) 災害時における電力の円滑な供給に関すること
	日本郵便株式会社網走郵便局 (南 4 東 3/43-2080)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること (2) 郵便、為替貯金、簡易保険の非常取扱いに関すること (3) 災害ボランティア口座の取扱いに関すること
指定地方公共機関	網走医師会 (北 3 西 4/44-2386)	(1) 災害時における救急医療の実施に関すること
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	オホーツク網走農業協同組合 (南 4 東 2/43-2311) 網走地区森林組合 (南 8 東 4/43-3632) 網走漁業協同組合 (港町 4-63/43-3121) 西網走漁業協同組合 (大曲 1-7-1/61-3311)	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (2) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること (3) 共済金支払いの手続きに関すること
	網走商工会議所 (南 3 西 3/43-3031)	(1) 災害時における物価安定及び救援物資、復旧資材の確保についての協力に関すること (2) 被災組合員への経営指導及び融資あっせんをに関すること
	一般病院・診療所	(1) 災害時において医療及び防疫対策についての協力に関すること
	各運送事業者	(1) 災害時における救援物資・応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関への支援に関すること (2) 被災者の輸送に関すること
	危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安確保に関すること
	日本水難救済会網走救難所 (網走漁協指導課内)	(1) 港湾等防災対策への協力に関すること (2) 沿岸における海難救助に関すること